

工事請負契約にかかる事後審査型制限付一般競争入札の取扱いについて

2018年4月1日以降の工事請負契約にかかる事後審査型制限付一般競争入札の取扱いについて、次のとおりお知らせします。

○ 物件等級に対する経営事項審査の総合評定値（P点）及び発注予定価格

工事種目	物件等級	経営事項審査の総合評定値（P点）	発注予定価格（税込）
土木工事	A	1,100点以上	3億円以上
	B	800点以上 1,100点未満	9千万円以上 3億円未満
	C	600点以上 800点未満	2.5千万円以上 9千万円未満
	D	600点未満	2.5千万円未満
建築工事	A	1,100点以上	6億円以上
	B	800点以上 1,100点未満	1.5億円以上 6億円未満
	C	650点以上 800点未満	3.5千万円以上 1.5億円未満
	D	650点未満	3.5千万円未満
舗装工事	A	800点以上	1億円以上
	B	600点以上 800点未満	2.5千万円以上 1億円未満
	C	600点未満	2.5千万円未満
電気工事	A	1,050点以上	1.3億円以上
	B	750点以上 1,050点未満	3千万円以上 1.3億円未満
	C	750点未満	3千万円未満
給排水衛生 冷暖房工事	A	1,000点以上	1.3億円以上
	B	700点以上 1,000点未満	3千万円以上 1.3億円未満
	C	700点未満	3千万円未満
造園工事	A	700点以上	2千万円以上
	B	700点未満	2千万円未満

（総合評定値に関する事項）

- ・ 経営事項審査の総合評定値（P点）は、入札書提出日において有効な経営事項審査の最新のものとする。
- ・ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」による「障害者雇用状況報告書」の提出を義務付けられる者が、法定雇用障害者数を充足していない場合は、その者の経営事項審査の総合評定値（P点）から10点を減じた値をもってその者の経営事項審査の総合評定値（P点）とみなすものとする。